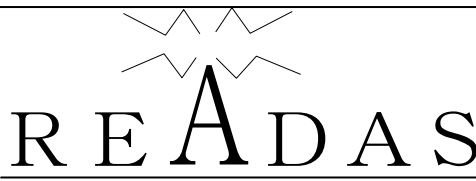


第 5101 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 11月 5日 水曜日
----------------	--	---

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

減価償却費の計上

Q：減価償却費の取扱いは、法人と個人とで違いがあるそうですが、どのように違うのですか？

A：法人は任意償却、個人は強制償却となっています。

【解説】

減価償却費とは、固定資産の取得価額を使用可能期間にわたって費用配分する手続きをいいますが、法人と個人ではその取扱いが違いますので注意してください。

①法人

法人税では、減価償却費の計上は任意となっており、損金経理をした金額のうち、償却限度額に達するまでの金額が損金になります。損金経理とは、確定した決算において費用又は損失として経理することをいいますので、たとえば、確定した決算において償却不足があったとしても、その差額は切捨てられることになり、後から更正の請求をして差額を計上するということは認められません。

②個人

所得税では、減価償却費の計上は強制償却になっています。法人のように償却限度額もありませんし、損金経理要件もありませんので、所得税法で定められた方法により計算した減価償却費を計上することになります。したがって、たとえば、計算違いで減価償却費の金額が不足していたという場合には、更正の請求をして、税金の還付を受けるということが認められます。

